

令和8年度

鳥取県 SDGs 経営促進補助金 (循環経済対応型) 募集のご案内



募集期間 令和8年9月1日(火)から令和8年11月30日(月)まで

(予算上限に達した段階で受付を終了します)

令和8年9月 鳥取県商工労働部商工政策課

【問い合わせ先】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

電話 0857-26-7538 FAX 0857-26-8117

メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

1 目的

本補助金は、改正資源有効利用促進法が令和8年4月1日から施行され、再生資源の利用義務化、環境配慮設計の促進制度がスタートするなど、本格化する資源循環経済への対応に向け、自社事業をブラッシュアップする取組を目的として交付するものです。

2 補助対象者

本補助金は、とっとりSDGs企業認証制度※により、「認証事業者」として決定された事業者を対象とする補助金です。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- ア 補助事業提案書等及び交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者（法人にあつては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
- ウ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団、暴力団員等
- エ その他、本補助金の趣旨に照らして適当でないと判断される者

※ とっとりSDGs企業認証制度の詳細は以下HPをご確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/301064.htm>

3 補助事業概要

補 助 率	2 / 3
補 助 金 上 限 額	5 0 0 万円
補 助 金 下 限 額	1 5 0 万円
補 助 対 象 期 間	交付決定の日から令和9年2月末日まで

4 補助対象経費

補助対象経費は、廃棄物等を資源として、回収・循環させる仕組みづくりに要する経費で、以下の表に掲げる経費です。

費目	内容
調査費	実態調査・市場調査、コンサルティング等に要する経費（委託料、専門家謝金・旅費 等）
試作・実証費	試作・実証等に要する経費（機械器具費、原材料費、委託料、外注費、賃借料、消耗品費、産業財産権導入費、専門家謝金・旅費、運搬費 等）
設備導入費	設備（機械装置、工具器具、備品、システム（DXを含む） 等。ただし、車両を除く。）の導入に要する経費（購入、新增設、改修、リース費用 等）
その他の経費	上記の費目以外に補助事業の遂行に必要と認められる経費

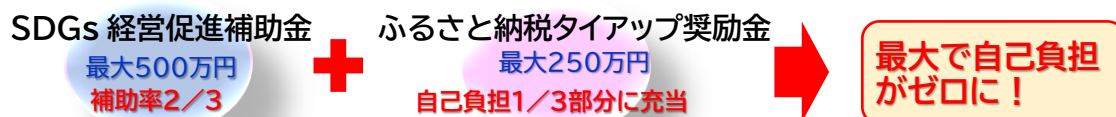
※いずれの費目についても、従業員人件費（従業員、アルバイト等に係る給与、賃金相当額）は対象外です。

○補助事業者は、「鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金」を受けられる場合があります。

当該奨励金は、本補助金自己負担（3分の1）部分について、鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金を活用・充当することで、最大で企業負担がゼロとなる支援制度です。

＜鳥取県企業版ふるさと納税ティアップ奨励金について＞<https://www.pref.tottori.lg.jp/305329.htm>

企業版ふるさと納税により、県がとっとりSDGs企業認証推進事業の財源として受け入れる寄附額の全額又は一部を、本補助金の交付決定を受けた補助事業者に対して奨励金※として支給することにより、補助事業者のSDGs経営の促進に向けた取組を加速させることを目的として県が支給するものです。（本補助金の交付決定額を上限とし、別途申請して頂きます。）



※奨励金は、SDGs 経営促進補助金（社会課題解決型）補助事業者・SDGs 経営促進補助金（SDGs 経営推進型）補助事業者に対して優先して配分され、配分残が生じた場合に、循環経済対応型の補助事業者に均等に配分される仕組みとしています

◎本奨励金の趣旨を踏まえ、補助事業では、SDGs の取組の実践や発展、他の事業者への取組の波及つながる取組を募集しています。

5 募集概要

募集期間	令和8年9月1日（火）～11月30日（月）（受付最終日は午後5時必着）
必要書類	ア 様式第1号：補助事業提案書 イ 様式第2号：補助事業計画書 ウ 様式第3号：補助事業収支予算書（補助対象経費の積算根拠が分かる見積書の写し（1件あたり20万円以上の経費については、原則として複数者から取得してください。） や、製品カタログの写し等を含む。） エ その他添付書類：補助対象経費の積算根拠となる見積書の写し、製品カタログの写し等 ※1件あたり20万円以上の経費については、原則として複数者から見積書を取得してください。 なお、複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由を別途提出してください。
提出先	鳥取県商工労働部商工政策課（提出方法：電子申請、メール、郵送、持参のいずれか）
必要部数	1部

- ・必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・応募に係る一切の費用は、申請者自身の負担となります。
- ・採択数が予算枠に満たない場合、再募集を行う場合があります。

6 補助事業に関する注意事項

○補助金は原則として精算払（後払い）です。それまでの間の資金繰りのめどをつけておく必要があります。

○補助金は、契約から支出までを厳密に管理することが求められます。原材料、消耗品等の一つ一つから、大きな機械装置に至るまで、経費を適切に管理し、証拠書類を保存することが必要です。なお、これらの証拠書類は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。

○交付決定前に発注・支払等した経費は補助対象外です。

- 補助対象期間を過ぎて支出した費用は、原則として補助対象になりませんので、支出時期については、特にご注意ください。
- 消費税や振込手数料、代引手数料は、補助対象経費にはなりません。また、振込手数料が相手方負担の場合、値引きに当たるため、同様に対象外です。
- 競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額となるよう、1件あたり 20 万円以上の補助対象経費は、原則として複数者から見積書を取得してください。なお、複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由を県へ別途提出してください。
- 鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注に努めてください。特に、委託及び工事（以下「委託等」という。）に係る経費は、原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。やむを得ず県外事業者へ委託等する必要がある場合は、事前に県に協議し承認を得る必要があります。県の承認を得ないで県外事業者へ委託等した場合は、補助対象経費として認められません。
- 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としません。

7 事業評価について

- ・事業提案書の評価を行い、予算の範囲内で採否を決定します。
- ・評価は、原則として、書面により行います。

【評価のポイント】

評価項目	評価内容
(1) 認証申請との関係	・とっとりSDGs企業認証申請時に掲げた目標達成や 2030 年の目指す姿の実現に資するものか
(2) 具体性・実現性	・取組内容として必要な事項の検討状況 ・取組計画としての熟度、練られ具合 ・実施体制、スケジュール、資金計画等の確実性
(3) 事業効果	・資源・製品価値の最大化、資源消費量の最小化又は廃棄物発生量の抑止に対する効果
(4) 独自性・経済性	・市場規模や新規性 ・補助事業後における価値向上へのつながり、事業継続の可能性
(5) 波及性	・SDGs 達成に向けた取組の拡大や発展性、他者への波及の見込み
(6) 訴求性	・県外企業からの関心や寄附意欲を喚起する訴求性のある取組であるか

本補助金では、企業の持続可能性の観点から、パートナーシップ構築宣言を行う企業に対して、審査において加点措置があります。同宣言の詳細は以下の HP をご確認ください。

<https://www.biz-partnership.jp/>

【事業評価のスケジュール】

事業評価 応募から 2 週間程度

採択・交付決定 事業評価から 2 週間程度

8 補助事業の流れ

項目	主体	時期	内容
① 補助事業提案書の提出	事業者	募集期間内	補助事業提案書、補助事業計画書、補助事業収支予算書等を提出してください。
② 形式確認	県	①の提出後速やかに	形式的に必要な要件を満たした申請かを確認し、満たしているもののみを受理します。
③ 内容確認	県	②ののち、1週間程度	事業評価を行うにあたり、申請内容を確認し、必要な情報などを追加で提案事業者に求めることがあります。
④ 事業評価	県	受付後調整	書面による評価を実施します。
⑤ 採否の決定	県	④ののち、速やかに	④の評価結果を踏まえ、採択の可否を決定し、事業者へ通知します。
⑥ 交付申請書の提出	事業者	⑤ののち、速やかに	採択を受けた事業者は、補助金の交付申請書を県に提出します。
⑦ 交付決定	県	⑥ののち、速やかに	事業者に対して、補助事業を交付決定し、通知します。
⑧ 事業着手	事業者	交付決定日以降	<u>交付決定日以前に発注・契約・支払した経費は補助対象となりません</u> ので、ご注意ください。
⑨ 事業実施	事業者	—	<u>補助対象期間を過ぎて支出した費用は、原則として補助対象になりません</u> ので、ご注意ください。
⑩ 実績報告書の提出	事業者	補助事業終了時	補助事業の実績・結果を、 <u>3月10日まで</u> に県に報告してください。
⑪ 現地調査等	県	R9.3月中旬	実績報告書に基づき、事業の実施状況や経費の証拠書類等を書面や現地調査により確認します。
⑫ 額の確定	県	⑪ののち、速やかに	補助金額の確定を行い、補助金の支払額を事業者に通知します。
⑬ 補助金の支払	県	R9.3月下旬～4月上旬	補助金の精算払を行います。

9 補助事業期間中にとっとり SDGs 企業認証の認証の資格を喪失した場合

- ・本補助金は、とっとり SDGs 企業認証事業者を対象としています。
- ・補助事業期間中にとっとり SDGs 企業認証又は認証支援事業者の資格を喪失した場合は、補助金の交付を停止することがあります。
- ・その後の取扱いについては、個別に対応を協議させていただき、場合によっては補助金の交付決定の全部又は一部の取消し、既に補助金を概算払等している場合は所要額の返還を求める可能性がありますのでご承知ください。

10 よくある質問への回答

1. まだ SDGs 企業認証が取得できていないが、補助金の申請は可能か

⇒令和8年度春公募（令和8年5月15日申込期限）に応募されている場合は、補助金の申請は可能です。ただし、事業採択となった場合でも補助金の交付決定は、公募の申請が認証された以降となります。なお、認証された場合でも、補助金の申請の内容によっては、採択とならない場合もあります。

2. 補助事業提案書提出時に添付する見積書は1者分だけでよい

⇒1件あたり20万円以上の補助対象経費は、複数者から見積書を取得して、その写しを添付してください。競争原理に基づいた経済的で合理的な金額であることを確認します。なお、複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由を県へ別途提出してください。その理由が合理的なものと認められる場合に限り、補助対象と認める場合があります。

3. 補助金交付申請書に記載のない県外事業者へ委託等してしまったが、どうなるか

⇒県の承認を得ないで県外事業者へ委託等した場合は、補助対象経費として認められないため、必ず事前に県に協議してください。

4. 補助金交付決定後、当初申請内容にない県外事業者に委託等する必要がある場合、どうしたらよいか

⇒事前に県へ協議を行い、承認を得る必要があります。交付申請書の添付資料である県外発注理由書に、県外発注理由等を記載の上、提出してください。内容によっては、認められない場合もあるため、注意してください。

5. 経費の支払は現金払でもよいか

⇒支出状況確認のため、原則として資金の流れが明確な銀行振込としてください。どうしても現金払せざるを得ないときは、事前に県に相談してください。

カード決済を行う場合は、やむを得ないと認められる場合を除き、補助事業終了日までに決済されることが必要です。

なお、相殺決済の場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。

6. 補助金はいつ受け取れるか

⇒原則として、補助事業完了後となります。実績報告書の提出後、県が必要に応じ現地調査を行い、補助金額を確定し、実績に基づき精算払することとなります。

7. 交付申請書の内容（経費内容や金額等）は途中で変更可能か

⇒必要な手続きを行った上で、変更することは可能です。具体的には、変更承認申請書を提出し、承認を得る必要があります。「重要な変更」に該当する場合は、必ず変更申請が必要です。まずは、県に相談してください。

《「重要な変更」とは》

- ・補助金額の増額を伴う変更の場合
- ・変更により、事業目的の達成への支障や事業効率の低下をもたらす恐れのある場合

※上記以外にも変更手続きが必要な場合があるため、必ず事前に県に相談してください。

8. 補助事業を中止する場合は、何か届けが必要か

⇒補助事業を中止・廃止する場合は、事前に中止・廃止の承認申請書を県へ提出し、承認を得る必要があります。

9. 企業版ふるさと納税タイアップ奨励金について、何か届けが必要か

⇒鳥取県企業版ふるさと納税タイアップ奨励金支給要領に基づき算定した結果、奨励金の支給対象者となった場合は、支給可能な金額（補助金確定額を上限）を県からお知らせします。別途、奨励金申請書を提出して頂き、県支給決定後にご支給します。（支給決定は3月中を予定）